区会ガイドブック

令和5年(2023年)

つくば市区会連合会



【QR】つくば市ウェブサイト「区会に加入しましょう」ページ 区会に関する情報の閲覧や、区会ガイドブック等のデータの ダウンロードができます。

はじめに

つくば市区会連合会では、明るく住みよい地域社会をつくっていくことを目的に、区会活動を担っている皆様のための手引きとして、この「区会ガイドブック」を作成しました。

本ガイドブックは、区会の定義をはじめとして、区会の役割を解説するとともに、地域での活動例、 つくば市区会連合会の概要や区長の役割などについても理解できるような内容となっております。 また、日常的な行政との関わり(市への協力・市からの支援制度)を解説しております。 この冊子を日頃からお手元において、区会活動の推進にご活用いただければ幸いです。

目次

Ι		区会	の	既要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	X	会(の定	義	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
	2	X	会(の役	割	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
	3	X	会(の活	動	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
	4	つ	<1	ボ市	区	会:	連	合	会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	
	5	X	会	新規	設	立	の	手	続	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	
	6	X	長(の身	分	رح	役	割	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	
	7	•		への				進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	
	8	X	会	活動	保	険	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	
	9	業	務	委託	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	
П		ᅜᄼ	. ا	∀ 1€	-	/ +	<u>ا</u>	$\boldsymbol{\sigma}$	88.	ΙŦ																7
Ш		区会										•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	_	/
	1			ば市	•—	会	福	祉	協	莪	会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	
	2	つ	<1	ば市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	
Ш		つく	147	+ ∕\	±	垭	4 11	曲				_		_			_		_							Ω
ш			-	•						, -	•	•	•	•	•	•	•	•	•	·	•	·	·	·	•	9
	1	_		集会		_					_		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	
	2			コミ							手	耒	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	
	3			防災	—						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	
	4			集積			-					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	
	5			物集の米								• 5	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10	
	6			の遊					詨	迫	寸	悑	IJ.	五	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10	
	7			の維					• ==	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10	
	8	文	. 迪.	安全	.古又	佣	U	汉	迫	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10	
ΙV	,	募金	• -	寄附	関	係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	1		木;	赤十	空																				11	
	2		• •	ボニ	_		m	害	LΛ	RK	根	其	余													
	3			ら 一般																						
	4			羽根																						
	•	.73		יעו כ נ		-11-		/J.XV	~ ~	<i>,</i>		1,	0,	•	73	-11-										
)	資料	. •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	巻末
	1	組	織[図・	委	託	料	•	年	会	費	支	払	の	流	れ										
	2	X	会	規約		記	載	例																		
	3	総	会	資料		記	載	例																		
	4	区	会	加入	促	進	関	係																		

I 区会の概要

1 区会の定義

地域住民によって自主的に構成され、各種コミュニティ活動を行っている任意 の自治組織(自治会・町内会など)を「区会」と定義しています。

区会は、自分たちが住んでいる地域を明るく住みよいものにするために、地域 課題の解決に向けてみんなで話し合い、協力しあっていくことを目的として様々 な活動を行っています。

2 区会の役割

区会には、地域住民相互の連帯感を育むことで、①市民協働のまちづくりに向けて自主的な市民活動を行う組織、また、②地震などの不慮の大規模災害における互助組織としての役割が期待されています。

こうした役割を果たしていくためには、各地域の市民団体が積極的に協力して 行動することが重要です。

また、民生委員児童委員連絡協議会や社会福祉協議会など各種関係団体との連携を密にしつつ、奉仕活動などを通じて社会貢献を目指しています。

3 区会の活動

(1) 防犯

安心・安全な地域づくりのため、地域住民が自主的に防犯自警団を結成し、 パトロール活動、児童の登下校見守り活動や防犯街頭活動などを行っています。 また、つくば市防犯交通安全課や茨城県警察生活安全課との情報交換など、 地域における犯罪抑止に日頃から貢献しています。

犯罪発生の要因を取り除くためには、日頃の適切な近隣関係の形成と地域による青少年健全育成も大切です。

〔活動例〕

- ① 危険箇所の把握と情報共有
- ② 防犯灯の設置申請
- ③ 防犯パトロール活動
- ④ 児童の登下校見守り活動
- ⑤ こどもを守る110番の家への協力

(2) 防災

災害が起きた場合は、行政などの防災機関に対応を任せるだけではなく、「自分たちの地域は自分たちで守る」という視点から、災害発生に先立って住民相互の親睦・交流を深め、地域として自主防災組織を結成し、防災活動に取り組むことが必要です。

〔活動例〕

- ① 危険箇所・避難場所・避難所の確認と情報共有
- ② 防災意識啓発と地域の防災対策
- ③ 災害時の行動の周知

(3) 環境美化

日々の生活で必ず発生するごみの適切な管理といった、身近な生活環境の課題について、地域組織の果たす役割は重要です。ごみ集積所の適切な管理やごみの分別回収の徹底を図り、清潔な地域環境を保持することが必要です。

また、環境にやさしい地域を目指して、ごみの減量と資源ごみの再利用を進めるため、地域と行政が一体となって資源回収を実施していくことが必要です。

〔活動例〕

- ① ごみ清掃の推進・ごみ集積所の管理
- ② 道路・公園などの街並みの美化活動
- ③ 草花の植栽

(4) 高齢者福祉

高齢者に対して、行政や社会福祉協議会などが様々な福祉施策を行っています。しかし、福祉の手が届かない部分について、住民相互の親睦を図りながら、 高齢者に対する思いやりや暖かい心を持って、地域社会が補完的な役割を果た すことも必要です。

[活動例]

- ① 高齢者健康運動教室の展開
- ② 高齢者介護予防運動の展開
- ③ 高齢者レクリエーション活動
- ④ 高齢者文化活動の推進
- ⑤ 各種関係団体との協力・連携

(5) 障害者福祉

心身に障害を抱えた市民に対して、行政や社会福祉協議会などが様々な福祉 施策を行っています。しかし、障害者の抱える課題は多種多様であるため、福 祉の手が届きにくい部分について、地域社会が補完的な役割を果たすことも必 要です。

〔活動例〕

- ① 障害者レクリエーション活動
- ② 障害者運動会の開催
- ③ 障害者の文化活動・創作活動の推進
- ④ 各種関係団体との協力・連携

(6) 子どもの健全育成

子どもを取り巻く環境をより良くするためには、学校や家庭だけではなく、 地域社会の協力がとても大切です。

また、地域社会の住民が、子どもの健やかな成長に関心を持ち、子どもが生活し、成長する場である地域を、安全で潤いのある環境に整えていくことも必要です。

〔活動例〕

- ① 各種関係団体との協力・連携
- ② 子ども会活動
- ③ お祭りなどの年中行事
- ④ 文化活動・スポーツ大会・レクリエーション活動など

(7) 交通安全

安心して暮らせる地域社会をつくることが何よりも大切です。そのため、児童の登下校時の見守り活動や、危険箇所へのカーブミラー・ガードレールの設置申請・点検・維持管理、生活道路の整備要望などの役割が期待されています。

〔活動例〕

- ① 危険箇所の把握と情報共有
- ② カーブミラー・ガードレールなどの設置申請と点検・清掃
- ③ 登下校時の立哨活動

(8) 行政との協働活動

住民生活の向上のため、つくば市が区会回覧物をお届けするという形で様々な行政情報を発信しています。そのような情報を自分たちの地域内に周知し、十分に活用していくことが重要です。また反対に、各地域の情報を区会から発信することで、その地域をさらに住みよい環境に発展させていく役割も期待されています。

[活動例]

- ① 区会回覧物の配布・回覧
- ② 調査・報告などの行政協力活動
- ③ 区会活動に関する広報紙の発行
- ④ 地域住民の要望のとりまとめ

4 つくば市区会連合会

(1) 概要

つくば市区会連合会(以下「市連合会」という。)は、つくば市内の区会を統括する連合組織であり、その下部組織としてつくば市合併前の旧6町村(大穂・豊里・谷田部・桜・筑波・茎崎)を区域とする6つの地区区会連合会(以下「地区連合会」という。)があります。

各区会の連絡・連携を図り、区会活動の活性化を目指すとともに、行政と協働してまちづくりに取り組んでいます。

市連合会に所属する区会の情報は、以下のとおりです。

令和5年(2023年)4月1日 暫定値

1	区会数	597 区会
2	区会加入戸数	46,239 戸
3	区会加入率(②÷④)	40.3 %
4	市内総世帯数(2023.4.1時点)	114,736 世帯

(2) 組織構成

「資料1 組織図・委託料・年会費支払の流れ」(巻末ページ)をご参照ください。

(3) 主な事業

- ① 区会未加入者の加入促進支援
- ② 区会未設立地域の設立支援
- ③ 行政施策への連携や協働
- ④ 自主防災組織活動の推進
- ⑤ 地域福祉活動の推進
- ⑥ 全国自治会連合会に関する活動
- ⑦ 茨城県自治会連合会に関する活動

(4) つくば市との連携

市連合会とつくば市は、区会回覧物の回覧・配布業務について委託契約を締結しています。区会回覧物によって各地域社会に行政情報が周知されるととも に、各区会に業務委託料が支払われます。

また、つくば市役所内に市連合会の事務局を置くことで、つくば市との連携 強化を図っています。

さらに、つくば市が主催する「市長・区長サミット」や「地区リーダー勉強 会」への参加などを行っています。

5 区会新規設立の手続

区会の新規設立は、会員数が概ね30戸以上であることを基準としています。 新たに区会を設置しようとする場合は、「区会設立届」(添付書類:会員名簿、 区会位置図、規約、事業計画書、収支予算書など)を市連合会あてに提出し、そ の承認を得る必要があります。規約や収支予算書などの添付書類については

「資料2 区会規約 記載例」「資料3 総会資料 記載例」(巻末ページ) を ご参照ください。提出用紙などは、市連合会事務局にお問い合わせください。

また、区会設立が承認されると、市連合会、地区連合会及び地区連合会支部などへ加入することになります。

【問合せ】つくば市区会連合会事務局

(TEL: 029-875-9388 Email: bz024408@bz04.plala.or.jp)

6 区長の身分と役割

「任意団体の代表者」という身分になります。市から委嘱されるものではなく、 区会の中から選出された代表者です。

区長は、地域住民の代表者として各種コミュニティ活動を統括し、市と地域社会とをつなぐ連絡調整役となり、行政情報の周知、地域住民からの要望や各種募金のとりまとめなどの役割を担っています。

7 区会への加入促進

加入促進の一例として新規転入世帯へのご案内を掲載しております。

「資料4 区会加入促進関係」(巻末ページ)をご参照ください。

8 区会活動保険

各区会の区会活動中のけがや物損事故等の金額的軽減を図るべく、全区会を対象とした<u>『区会活動保険』に加入しています。</u>なお、この保険料の負担はありません。

毎年2月 | 日に各区長さまヘパンフレット、申請手続き等につきまして、翌年度区長用として配布しています。

9 業務委託

(1) 業務委託料の種類

区会回覧物の回覧・配布業務について、各区会は市連合会を通してつくば 市と業務委託契約を締結しています。この契約に基づき、市から各区会へ業 務委託料が支払われます。なお、この業務委託料は、区会から地区連合会・ 年会費を予め控除されて支払われます。

「資料1 組織図・委託料・年会費支払の流れ」(巻末ページ)をご参照ください。

(2) 業務委託料の性質

① 委託料支払の相手方

業務委託料は、区会という団体に対して支払われるものであり、区長などの一個人に対して支払われるものではありません。<u>そのため、区会で管理している帳簿へ収入として計上するとともに、会計報告書(決算書)にも記載してください。</u>

年2回(9月27日・3月17日)に分け、区会名義の口座に振り込まれます。

② 委託料の算出根拠

基本割(一律)と戸数割(区会会員戸数×戸数割単価)を合計した額が、 委託料の金額となります(委託料の単価は、変更される場合があります。)。 戸数割の算出時には、4月 | 日時点の区会会員戸数を用いますので、区会 シート・会員名簿は毎年必ず提出してください。

(3) 必要枚数・受取担当者の変更

①区会回覧物の必要枚数に変更があった場合や、②区会回覧物の受取担当者 (つくば市から配送される区会回覧物を最初に受け取る方)に変更がある場合 には、つくば市区会連合会事務局宛てに、電話又はメールにてご連絡ください。

- ❶の場合には「区会名・必要枚数」を、
- ②の場合には「区会名・新受取担当者の氏名・住所・電話番号」を 伝えてください。

【問合せ】つくば市区会連合会事務局

(TEL: 029-875-9388 Email: bz024408@bz04.plala.or.jp)



【QR】つくば市区会連合会事務局 メール送信

同事務局のメールアドレスが自動で入力されます。 送信者名・件名・内容を入力のうえ、送信してください。

Ⅱ 区会と各種団体との関係

1 つくば市社会福祉協議会

- ① 社協の各種刊行物の回覧・配布
- ② 社協一般会員(会費)の募集
- ③ 共同募金(赤い羽根募金・地域歳末たすけあい募金)の募集
- ④ 「地域見守りネットワーク事業」などの小地域福祉活動への協力
- ⑤ 地域の絆づくり支援事業、地域歳末たすけあい事業公募助成など、各種助成 事業の実施

【問合せ】つくば市社会福祉協議会(029-879-5500)

2 つくば市

(1) 行政情報の地域住民への周知

つくば市から各区会に対して、原則として毎月2回、区会回覧物をお届けしています(毎月1日・15日が基準日。基準日が祝休日の場合には翌開庁日。ただし、1月1日・8月15日は除く。)。

区会回覧物の主な内容は、つくば市の行政情報やイベント情報のチラシ・パンフレットなどです。

なお、「広報つくば」や「議会だより」は、区会回覧ではなく、市内全戸にポ スティングによってお届けしています。

【問合せ】つくば市市民協働課(029-883-1111)

(2) 地域交流センター・地域支援課

これまで6か所の地区相談センターで行っていた相談業務を、令和5年4月から全17の地域交流センターにおいて行います。

地域住民からの意見や要望などの窓口となり、つくば市の関連部署と連携・協力し、地域の抱える課題の解決を図っていきます。

【問合せ】つくば市地域支援課(029-883-1111) 最寄りの 各地域交流センター(17館)へ

(3) 統計調査員

国、県からの任命を受けて、世帯や事業所又は店舗などを直接訪問して、各種統計調査を行っています。

【問合せ】つくば市統計・データ利活用推進室(029-883-1111)

(4) 人権擁護委員

日常生活での人権侵害などに関する相談に、人権擁護委員が応じます。 【問合せ】つくば市市民協働課(029-883-1111)

(5) 行政相談委員

総務大臣から委嘱され、国の行政全般についての苦情や意見・要望を受け付けています。公正・中立な立場から関係行政機関に必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、それを通じて行政の制度及び運営の改善を図ります。

【問合せ】つくば市総務課(029-883-1111)

(6) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民の福祉向上のために活動する方です。担当 区域内の生活困窮者、高齢者、児童、障害のある方などで支援を要する方の相 談に応じ、助言や行政機関との連絡調整などを行っています。

【問合せ】つくば市**社会福祉課**(029-883-1111)

(7) 青少年相談員

地域の実情に応じて、青少年育成関係団体と学校・PTA、地域と情報共有 を図りながら連携して、青少年の健全育成に向けた活動を推進しています。

【問合せ】つくば市**生涯学習推進課**(029-883-1111)

Ⅲ つくば市の支援制度

1 地区集会所建築等補助金

地域におけるコミュニティ活動の拠点となる集会所の新築、改築、増築及び修 繕に要する費用について、市が補助を行っています。

※①土地の購入及び借用に要する経費、②整地及び外構工事に要する経費、③ 既存の施設を全面解体・移転するのに要する経費、④備品購入費は補助の対 象となりません。

また、令和5年度からインターネット環境及びWi-Fi環境の整備に係る経費の補助を行っていますので、検討している区会はお問合せください。

【問合せ】つくば市市民協働課(029-883-1111)

2 一般コミュニティ助成事業

「一般財団法人自治総合センター」の宝くじ普及拡大の広報事業として、コミュニティ活動を行っている団体(区会)に対して、地域イベント(お祭りなど)で使用する神輿や太鼓などの備品購入費について、助成を行っています。

【問合せ】つくば市**市民協働課**(029-883-1111)

3 自主防災組織補助金

自主防災組織とは、地域の人々が自発的に防災活動を行う組織です。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、災害に強い地域社会を つくるためには、住民一人一人が、日頃から自主防災の意識を持って地域の安全 を考え、防災の基礎知識を身につけておくことが大切です。

区会の活動区域を基礎に、全区会での結成を呼びかけています。

自主防災組織を結成している区会を対象に資機材、土のう、災害用井戸などの 整備、組織の運営、防災士資格の取得について、市が補助を行っています。

毎年5月に各区長さまへ自主防災活動アンケートと補助金の交付要項をお送りいたしますので参考にしてください。

【問合せ】 つくば市**危機管理課**(029-883-1111)

4 ごみ集積所設置補助金

区会などの団体が利用する集積所にダストボックス等を新設・増築する場合に、 補助対象経費の2分の I (限度額5万円)を交付しています。

なお、ネットの購入・修繕や既存のダストボックス等の修繕・解体・処分、清 掃道具の購入等は補助対象ではございません。詳しくは、お問い合せください。

【問合せ】つくば市環境衛生課(029-883-1111)

5 資源物集団回収奨励金

缶、びんや古新聞の資源物の回収を自ら実施した団体に対し、その対象品目の回収量を基準として Ikg当たり5円の奨励金(限度額4万円)を交付しています。

回収を行う前には、回収団体登録が必要です。奨励金請求時には、回収業者の計算書、計量証明書や仕切り書など資源物の区分及び数量の分かるものの原本と、回収活動中の写真の添付が必要です。

【問合せ】つくば市環境衛生課(029-883-1111)

6 子供の遊び場遊具設置等補助金

区会が維持管理する子供の遊び場におけるブランコ・鉄棒・滑り台などの遊具 の新設、修繕、及び点検を要する費用について、市が補助を行っています。

新設の場合などに発生する撤去費用は、補助の対象となりますが、遊具の撤去のみの場合は補助の対象になりません。また、市の児童公園などの遊具や国・県・住宅管理協会などが管理している公園の遊具は、補助の対象になりません。

【問合せ】つくば市こども育成課(029-883-1111)

7 道路の維持補修

市が管理する道路に穴が開くなどの破損が生じた場合には、維持補修を行っています。つきましては、道路の安全性の向上を図るうえでも、道路上での危険な 箇所や、破損等を発見された場合には、市へ御連絡ください。

【問合せ】つくば市道路管理課(029-883-1111)

8 交通安全設備の設置

交通安全環境を確保するため必要と認められた場合に、カーブミラー・赤色回 転灯などを、申請に基づき設置しています。

また、車両などに対し注意喚起を促す交通安全看板を申請に基づき交付しています。

防犯灯の設置についての要望も受け付けています。

【問合せ】つくば市**防犯交通安全課**(029-883-1111)

IV 募金・寄附関係

1 日本赤十字

住民の方々からお寄せいただいた活動資金を基に、災害救護、発展途上国への 国際活動など日本赤十字社の各種事業を広く展開しています。

【問合せ】つくば市社会福祉課(029-883-1111)

2 つくばこどもの青い羽根基金(随時受付)

2019年4月から新たに、子どもの未来を支援するための基金を創設しました。まちと、企業、団体、市民の支えによって、世代を超えた貧困の連鎖を断ち切るとともに、すべての子ども達が夢と希望を持って成長していけるよう事業に活用します。

【問合せ】 つくば市こども未来課(029-883-1111)

3 社協一般会員(会費)の募集(募集時期:7月)

社会福祉協議会が、高齢者、子どもや障害のある方などに対する様々な活動を 行い、地域福祉を推進するために、市内居住者を対象に一般会員(会費)を募集 しています。

【問合せ】つくば市社会福祉協議会(029-879-5500)

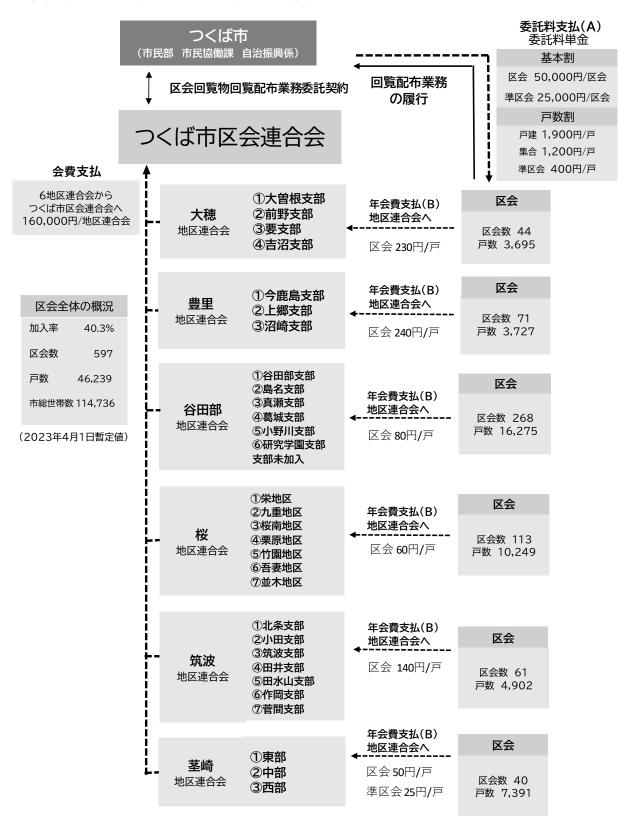
4 赤い羽根募金・地域歳末たすけあい募金(募集時期:10月~12月)

社会福祉協議会では、茨城県共同募金会つくば市共同募金委員会として、市内 の高齢者・障害者(児)・子どもたちを支援するための地域福祉活動費の助成や、 民間の社会福祉施設や福祉団体への助成を行っています。

地域歳末たすけあい募金は、歳末時期に支援を必要とする世帯に配分するほか、 区会自治会・団体が実施する地域住民を対象とする見守り活動や交流活動へ公募 助成を歳末時期に実施する事業を公募して助成しています。

【問合せ】つくば市社会福祉協議会(029-879-5500)

資料 | 組織図・委託料・年会費の流れ



※各地区へ支払われるつくば市からの<u>業務委託料(A)</u>は、<u>年会費支払(B)を控除</u>した額が区会名義の金融機関口座へ振り込まれます。

資料2 区会規約 記載例

〇〇〇区会規約

(名称)

第1条 本会は、〇〇〇区会と称する。

(会員)

第2条 本会は、○○○区域内及びその近隣地に居住し、規約に賛同する住民をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、会員の相互扶助、協力の精神を基調として生活環境の整備、改善 及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 回覧の回付等区域内の住民相互の連絡
 - (2) 住宅及びその周辺の整備、改善
 - (3) 会員相互の親睦を図るための催し
 - (4) 会費等の出納管理
 - (5) 対外交渉及び連絡事項の処理
 - (6) その他本会の目的達成のために必要な事項

(総会)

- 第5条 総会は最高の決議機関であって全会員をもって構成し、役員会が必要と 認めたとき、または会員の三分の一以上の要求があったとき会長が招集する。
- 2 総会は委任状を含む過半数以上の出席によって成立し、議決は出席者の半数以上の賛成によって行われる。なお、賛否同数の場合は議長がこれを決する。
- 3 総会においては、次の事項を審議する。
 - (1)規約の改廃に関すること。
 - (2)役員の任免に関すること。
 - (3) 会費に関すること。
 - (4) 事業計画、予算決算に関すること。
 - (5) その他役員会が必要と認めたこと。

(役員会)

- 第6条 役員会は会長、副会長及び班長をもって構成する。
- 2 役員会は会長が必要と認めたとき、または役員の二分の一以上の要求があったときに会長がこれを招集することとし、役員会の議長には会長があたる。
- 3 役員会の議決は役員の過半数をもって行う。
- 4 本会の会員は役員会に申し出てこれに出席し、意見を述べることができる。 (役員の選出)
- 第7条 会長、副会長は総会において選出する。ただし、前役員の協議により推薦 することは妨げない。
- 2 班長は各班にて選出する。

(役員の任務)

- 第8条 会長は本会を代表し、一切の会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。

(役員の任期)

- 第9条 会長、副会長の任期は○年とする。ただし再任することを妨げない。
- 2 班長の任期は各班において定める。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会の運営)

第10条 本会は、会費、補助金及び寄付金等により運営する。

(会費)

第 | | 条 会費は、総会において定めるものとし、会員は 4 月末日までに会計に会 費を納入する。

(中途入退会者の会費)

第12条 前条の集金日以降における中途入会者の会費は徴収しない。また、前条 の集金月以降における中途退会者の会費は返納しない。

(会計年度)

- 第 13 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。 (会計監査)
- 第 14 条 本会に会計監査を 2 名置くこととし、監査は役員会で選出できる。
- 2 会計監査は監査結果を会員に報告しなければならない。
- 3 会計監査は再任を妨げない。

(規約の改正)

第15条 本規約の改正は全会員の三分の一以上の要求があったとき、または役員 の三分の二以上が必要と認めた場合、役員が発議し、会員にこれを提案しその過 半数の同意を得なければならない。

(班の区割り)

第 16 条 班は、15 世帯程度の近隣をもって構成し、班の区割りについては別に定める。

(入会手続き)

第17条 本会に入会すようとする者は、「〇〇〇区会入会申込書」を最寄りの班 (班長)に提出し、役員会の承認を得た上で、会長の指示により入会することを 原則とする。

附則

- (1) 本規約で定めのない事項に関する運用については役員会に委ねる。
- (2) 本規約は○○年○月○日から施行する。

資料3 総会資料 記載例

事業報告書 (例)

○○年度○○○区会事業報告書

期 日	事業名	事業内容
〇月〇日	第〇回役員会	定例総会について 他
0月0日	○年度定例総会	前年度事業報告・決算報告 役員の承認 新年度事業計画案・予算案 その他
〇月〇日	第〇回役員会	区会内一斉清掃について 他
〇月〇日	区会内一斉清掃	市内一斉清掃の一環として区会 内一斉清掃を実施
〇月〇日	第〇回役員会	夏祭りについて 他
〇月〇日	夏祭り	親睦を深めることを目的として
		実施
〇月〇日	第〇回役員会	新年餅つき大会について 他
〇月〇日	新年餅つき大会	親睦を深めることを目的として
		実施
毎日(週末を除く)	防犯パトロール	防犯、交通事故防止を目的に実施した
毎月1日、15日	区長配布	市の委託業務として実施した
毎月第〇〇曜日	班長会議	行事の周知等を目的に実施した

決算書 (例)

〇〇年度〇〇〇区会収支決算書

1 収入

(単位:円)

1 1///				(
科目	決算額	予算額	比較増減	備考
区費	00	00	00	@OO円×OO戸
委託料	00	0	0	区会業務委託料
補助金	00	0	0	ごみ集積所設置補助金
繰越金	00	0	0	前年度繰越金
雑収入	00	0	0	預金利子、寸志等
合 計	000	000	000	

2 支出 (単位:円)

科目	決算額	予算額	比較増減	備考
会議費	00	00	00	総会、役員会等
事務費	0	0	00	事務用品等
事業費	0	00	00	〇〇事業費 〇〇円
互助費	00	00	00	香料
雑 費	00	00	00	
予備費	0	00	00	
合計	000	000	000	

事業計画書(例)

○○年度○○○区会事業計画書

期日	事 業 名
〇〇年〇月	第〇回役員会
〇〇年〇月	○年度定例総会
〇〇年〇月	第〇回役員会
〇〇年〇月	区会内一斉清掃
〇〇年〇月	防災訓練
〇〇年〇月	第〇回役員会
〇〇年〇月	夏祭り
〇〇年〇月	第〇回役員会
〇〇年〇月	新年餅つき大会
毎日(週末を除く)	防犯パトロール
毎月1日、15日	区長配布
毎月第〇曜日	班長会議

予算書(例)

〇〇年度〇〇〇区会収支予算書

1 収入

(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	比較増減	備考
区費	00	00	00	@OO円×OO戸
委託料	00	00	00	区会業務委託料
補助金	00	00	00	ごみ集積所設置補助金
繰越金	00	00	00	前年度繰越金
雑収入	00	00	00	預金利子、寸志等
合 計	000	000	000	

2 支出 (単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	比較増減	備考
会議費	00	00	00	総会、役員会等
事務費	00	00	00	事務用品等
事業費	00	00	00	〇〇事業費 〇〇円 〇〇事業費 〇〇円
相互費	0	00	00	香料
雑 費	00	00	00	
予備費	00	00	00	
合 計	000	000	000	

資料4 加入促進関係

新規転入者向けあいさつ状(例)

〇〇年〇月〇日

新規転入された皆さんへ

OOO区会 区長 OO OO

ごあいさつ

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、〇〇〇地区にご転入されたことに対し、〇〇〇区会を代表して 心から歓迎いたします。

つきましては、一日も早く地域に馴染み、隣近所との友好の輪が広がりますよう、下記のとおり諸連絡をするとともに、区会加入へのご理解とご協力をお願いいたします。

私ども○○○区会は、現在、○○世帯が加入しており、住民の親睦と住みよい 地域づくりに取り組んでおります。

なお、区会の会費(年もしくは月〇〇〇円)は、転入の翌年(翌月)からいただくことになっておりますので、念のため申し添えます。

記

あなたの所属する班は『第○○班』です。 第○○班の班長さんは ○○ ○○さん (TEL ○○○-○○○) です。

不明な点やお困りのことがありましたら、ご遠慮なく班長さんを経由して区会 役員にお申し出ください。

〇〇〇区会入会申込書(例)

 年	月	日

○○○区会の趣旨を理解し、区会への入会を申し込みます。

住	所		
世帯代表	是者名		
電話番	: 号		